

取引額報告書

年度分（ 年 月 日から 年 月 日まで）

受付印	経由印	埼玉県知事 登録旅行業 第 一 号					
区 分			取扱人員 (人)		取 引 額 (円)		
自社の企画旅行に係る取引額（受託旅行者及び自社に所属する旅行業代理業者の取扱いによるものを含む）	参加する旅行者の募集をすることにより実施するもの	本邦内のみのも					
		上記以外					
	旅行者からの依頼によるもの						
手配旅行に係る取引額（自社に所属する旅行業代理業者の取扱いによるものを含む）			/				
旅行業法第二条第一項第八号及び第九号に係る取引額（自社に所属する旅行業代理業者の取扱いによるものを含む）			/				
合 計 （うち自社に所属する旅行業代理業者の取引額）			()		()		

営業保証金の場合

現在供託している金額					
上記により供託すべき金額					
(差額がある場合) <input type="checkbox"/> 追加して供託すべき額 <input type="checkbox"/> 取り戻すことができる額					

弁済業務保証金分担金の場合

現在供託している金額					
上記により供託すべき金額					
(差額がある場合) <input type="checkbox"/> 追加して供託すべき額 <input type="checkbox"/> 取り戻すことができる額					

加入する旅行業協会	<input type="checkbox"/> 一般社団法人日本旅行業協会	<input type="checkbox"/> 一般社団法人全国旅行業協会
-----------	--	--

年 月 日
<p>埼玉県知事 殿</p> <p>旅行業法第十条の規定により取引の額を報告します。 この報告書の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">商号または名称</p> <p style="text-align: center;">代 表 者 氏 名 (印) (個人の場合は氏名)</p>

○取引額報告書とは

取引額報告書は事業年度終了後 100 日以内に管轄の県機関(県観光課・各地域振興センター)へ提出することとなっているものです。同時に(一社)全国旅行業協会会員の場合は全旅協弁済業務規約に基づき支部事務局へ F a x (048-648-3666)でご報告下さい。この取引額報告書は弁済業務保証金分担金(営業保証金)の額が前年度の旅行者との取引の額に対応することとなっているために提出を義務付けているものであり必ず期限内に提出しなくてはなりません。未提出の場合には刑事罰として 30 万円以下の罰金、さらに不利益処分として期間を定めての営業停止等の処分もありますので、未提出となっている場合には必ず提出してください。

○取引額報告書の記入要領

・事業年度

事業年度→法人の会計年度は例えば、3月決算の場合は4月1日～翌年の3月末日となります。

〃 →個人は特別の理由を除き1月1日～12月31日となります。

*新規登録等により、事業年度が1年と異なる期間である場合には、その事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引額に 365 を乗じて、これをその事業年度日数で除して得た額。

・旅行者との取引の額

1、旅行者から受領した旅行代金の全額(単純券面販売、付随的旅行業務に係る額も含む)で、手数料収入額、粗利益等の額ではありません。

2、自社募集型企画旅行を他の旅行業者等に委託して販売している場合のその取引額

3、自社に属する旅行業者代理業者の取引額

(2、3については、旅行業者代理業者等への販売手数料等を差し引いた額ではありません。)

*H30/1/4 施行の法改正により取引額報告書の取引の区分に、「旅行業法第二条第一項第八号及び第九号に係る取引額(自社に所属する旅行業者代理業者の取扱いによるものを含む)」が加えられましたが、これは自社で取り扱った旅行に付随して、旅行相談業務、渡航手続代行業務等の「取引額」となります。

・旅行者との取引の額に含まれない額

1、他の旅行業者の募集型企画旅行(受託販売の額)

2、運送機関(バス会社等)が自ら旅行業の登録を受けている場合の自社運送乗車券等の販売に係る額(運送機関としての業務に係る取引額)

以上